

令和4年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務 企画提案に係る質問に対する回答

No.	質問日	質問	回答
1	R4.7.4	仕様書2. 委託業務の概要について ① 「NPO 法人等非営利活動団体の基盤強化を目的とした個別相談会として企画提案を求め」とありますが、昨年度から現在にかけて、NPO からの相談件数と内容について教えてください。	NPO法人からの問い合わせ（来所、電話、メール）は、月によって差があるが、1月あたり200～600件程度あり、例年、多くのNPO法人の事業報告書の提出期限である6月が最も多い。 相談内容としては、所轄庁に提出する事業報告書や役員変更、定款変更に関する問い合わせが多い。 具体的な問い合わせ内容については、下記参照。
2	R4.7.4	仕様書2. 委託業務の概要について ② 「なお、相談会を含め業務を実施する際は、～感染予防対策を徹底したうえで実施するものとする」とありますが、新型コロナウイルス感染拡大状況により、企画提案と事業予算について、相談会のオンライン開催への変更が可能でしょうか。	可能である。相談会の実施にあたり、「対面」とするか「オンライン」とするかは、なるべく相談者の意向に沿った形で実施されることが望ましいが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、オンラインのみでの実施もやむを得ないものと考ええる。
3	R4.7.4	仕様書4. 委託業務の内容 (2) 広報及び相談者の募集について ③ 県は、本事業の広報について、NPO 等へどのような方法で周知を行いますか。	本委託事業の受託者からチラシを頂ければ、沖縄県NPOプラザの窓口にてチラシを掲示、配付することは可能。また、メーリングリスト登録のNPO法人あてにメールによるお知らせや、県HP（沖縄県NPOプラザHP）を利用して周知を行うことも可能である。

No. 1 関連

NPO法人からの具体的な問い合わせ内容について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録の署名、押印について、電子署名を採用し定款に規定したいが問題ないか。</li> <li>・法人名の登記上の記号使用の制限について</li> <li>・代表者登記を怠っていたため、変更登記の際に法務局からの指摘がありなかなか登記が進まない。</li> <li>・代表者登記を怠った後に、法務局の登記日が任期年度とずれてきた場合の対処方法について</li> <li>・役員任期の伸長短縮規定関連で生じる不整合に係る事例相談</li> <li>・総会、理事会の権能の分け方について</li> </ul>

- ・善管注意義務を定款で規定したいが、問題はないか。
- ・役員を一括決議したいが可能かどうか。
- ・就任承諾書及び宣誓書について、「記名」と法人側で定めれば署名や押印を省いても問題ないか。
- ・事業運営を担っていない役員に法人から金銭を支出する場合、全て役員報酬とするのか。
- ・会計ソフトを導入したところ、期末月設定を間違えた。今後、どのように処理すればよいか。
- ・法人設立の際の活動予算書における任意団体からの財産計上の仕方
- ・理事会における定足数と議決割合について
- ・助成金団体が一覧で確認できる方法（HP等）を教えてほしい。
- ・解散総会はしたもの、解散登記ができない。（代表者の登記を怠っていた、過去の代表者と連絡が取れず法務局が求める手続きができない。）
- ・解散時の残余財産をNPO法で規定している団体以外に譲渡したい。
- ・楽器や備品などの動産も残余財産として取り扱うべきか。
- ・なは市民活動支援センターのようにNPO団体に事務所スペースを提供してくれるところはないか。